

モバイルコネクト Type2 サービス利用規約

第1章 総 則

(規約の制定目的)

第1条 当社は、契約者にモバイルコネクト Type2 サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、モバイルコネクト Type2 サービス利用規約（別紙その他当社が契約の内容として別に定めるものを含みます。以下「本規約」といいます）を定めます。

(本規約の変更)

第2条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(定義)

第3条 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1)「本サービス」とは、当社が別途提示する「モバイルコネクトサービス Type2 基本仕様書」において定めるものをいいます。
- (2)「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。
- (3)「本サービス用設備」とは、本サービスを利用することが可能な機能を備えた当社のサーバ、及びその他の設備をいいます。
- (4)「契約者」とは、当社と本サービス利用契約を締結し、その契約に基づき本サービスを利用する者をいいます。
- (5)「ユーザ ID、ログインパスワード」とは、当社が契約者に払い出すものであり、契約者が本サービスのシステムにログインする時に使用するログイン ID、ログインパスワードをいいます。
- (6)「再使用許諾先」とは、当社による契約者への再使用許諾実施許可に基づき、契約者が第三者に対し本サービスの再利用を許諾した場合の当該第三者を指すこととします。

(サービスの種類)

第4条 本サービスで提供されるサービスメニューは、別紙「モバイルコネクトサービスメニュー」に定めるとおりとします。

2 本サービスで提供されるサービスの機能仕様は、「モバイルコネクトサービス Type2 基本仕様書」に定めるとおりとします。

- 3 契約者は本サービスの全部又は一部を選択して利用することができます。
- 4 当社は、契約者に不利な影響がない範囲で、必要に応じて契約者の許諾を得ることなく、本サービスの内容（別紙に定めるサービスメニュー、モバイルコネクトサービス基本仕様書に定めるサービス仕様等）を変更することができるものとします。なお、別紙に定めるサービスメニュー、モバイルコネクトサービス基本仕様書に定めるサービス仕様に変更に生じる場合は、第 29 条（契約者に対する通知）に従い、契約者に事前に通知するものとします。

第 2 章 契約

（申込みと承諾）

- 第5条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の申込書に必要事項を記載し、当社所定の方法により申し込むものとします。
- 2 前項に基づき利用申込者は当社に申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
 - 3 当社が利用申込を審査、承認した場合に、本規約の規定を内容とする本サービスの利用契約が契約者と当社との間で成立するものとします。契約者と当社との間で別段の合意がない限り、第 29 条(契約者への通知)1 項(2)に従い当社から契約者にメール送信されるご利用内容のご案内に記載された利用開始日をもって契約日とします。
 - 4 契約者は申込みに際し、企業管理者を指定し、当社に通知するものとし、企業管理者を変更する場合も同様とします。契約者は企業管理者をして、本サービス利用に関する管理の一切を遂行させるものとし、企業管理者の行為については契約者が一切の責任を負うものとします。
 - 5 前項の企業管理者により行われる管理には、サービス開始以降の当社からの通知、ユーザ ID、ログインパスワードの管理等を含むものとします。但し、当社のユーザ管理代行サービスを契約者が申し込んでいる場合は、契約者は企業管理者を指定し、企業管理者はユーザ ID、ログインパスワードの管理以外の業務（当社からの通知の管理等）を行うものとします。
 - 6 本サービスは、契約者が利用することとします。ただし、契約者は第 25 条（第三者への再使用許諾及び義務）に定める条件を充たした場合、再使用許諾先に対して、本サービスを利用させることができることとします。
 - 7 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
 - (1)申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
 - (2)本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3)本サービスの申込者が第 14 条（利用停止）1 項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
 - (4)申込書に虚偽の記載がなされたとき
 - (5)当社からのサービス種別の指定、又は変更要請を承諾できない場合
 - (6)第 28 条（契約者の義務）に違反するおそれがある場合
 - (7)第 31 条（当社の知的所有権）に違反するおそれがある場合

(8)第 33 条（守秘義務） 2 項に違反するおそれがある場合

(9)前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき

8 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

9 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

（契約者の協力義務）

第 6 条 下記の場合、当社は契約者に対し、本サービスの利用状況に関する情報・資料等の提供を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1)契約者による本規約の遵守状況を調査確認するため必要な場合

(2)本サービスの故障予防又は回復のため必要な場合

(3)本サービスの技術的又は経済的機能向上のため必要な場合

(4)本サービスの品質向上、機能改善を目的としたアンケート調査等を行う場合

(5)その他、当社が必要と判断する場合

（最低利用期間）

第 7 条 本サービスのうち、別紙「モバイルコネクト Type2 サービスメニュー」で指定するメニューには最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、別途定める場合を除き、利用開始日から 1 年間とします。

3 契約者は、最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった月から最低利用期間満了月までの期間に相当する本サービスの利用料金を一括して支払うものとします。

（契約者の地位の承継）

第 8 条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその権利の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（権利義務の譲渡）

第 9 条 契約者は第 25 条（第三者への再使用許諾及び義務）で許諾されている範囲以外に、書面による事前承諾を得ることなく本規約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与、又は譲渡し若しくはその上に第三者のための担保を設定する等の行為をできないものとします。

(契約者が行う本契約の解約)

第10条 契約者は本契約を解約しようとするときは、解約される日の10営業日前までに当社所定の方法により当社に通知していただきます。

2 前項の解約に関し、第7条(最低利用期間)の最低利用期間内に解約された場合は、同条に定める違約金を支払うこととします。

3 前2項の規定にかかわらず、当社が第2条(本規約の変更)により本サービスの内容又は料金を変更する場合、当該サービスを既に利用している契約者が当該変更を承諾しない場合は、契約者は当社からの通知から1週間以内までにその旨を届け出るにより、最低利用期間中でも当該サービスの利用を違約金の支払いを要さず解約することができるものとします。

(当社が行う本契約の解約)

第11条 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

(1)第14条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき

(2)当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービスの料金を支払わないとき

(3)契約者が第5条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき

(4)第25条(第三者への再使用許諾及び義務)3項に該当する場合

(5)本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

(6)契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます)に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき

(7)契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1)当社が緊急又はやむを得ないと判断した場合

(2)契約者が民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき

(3)契約者が手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき

(4)契約者が資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき

(5)前各号に定めるほか、契約者の資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があると当社が判断したとき

3 前1項の規定に従い解約された契約者は、解約された月までに発生した利用料金及び第7条(最低利用期間)の最低利用期間に満たない場合は、第7条に定める違約金、また本サービスに関連する当社に対

する債務の全額を当社の指示する方法で支払うものとします。なお当社は、既に支払われた利用料金を払戻し致しません。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第12条 当社は、次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 毎月第1、第3日曜日の23時から翌朝6時までの定期メンテナンス日(ただし、翌日が祝日の場合、翌日の同時間帯に振り替えて実施することがあります)
- (2) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき
- (3) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき
- (4) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (5) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき
- (6) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき
- (7) 第13条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止する場合

2 当社は、第1項の規定により本サービスの運用を停止する時は、運用停止の7営業日前までにあらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(通信利用の制限)

第13条 当社は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条に基づき、天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者に事前に通知することなく本サービスの提供の全部または一部を中止する措置をとることがあります。

(利用停止)

第14条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき
- (2) 本規約に反する行為を行ったとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

(料金)

第15条 本サービスの料金は別途書面により定めます。

2 当社は、必要に応じて、契約者の承諾を得ることなく料金を変更することができるものとします。かかる変更は契約者に通知された時に効力を生じるものとします。

3 当社が適宜契約者に提供する新しいサービス等の利用料金については、第29条（契約者に対する通知）に従い当社より契約者に通知するものとします。

(料金の支払義務)

第16条 契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、解約があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 請求日から50日経過したにもかかわらず、契約者が支払いを怠った場合、当社は本サービスの利用停止、もしくは解約することができるものとします。

3 契約者は、本サービスの提供に係る消費税等相当額を負担し、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

4 別途定める場合を除き、利用開始日が属する月の翌月から利用料を適用することとし、日割計算はしないものとします。

5 契約内容の変更に伴う利用料金の変更については、別途定める場合を除き、変更が適用される日が属する月の翌月分から変更後の利用料金を適用することとし、日割計算はしないものとします。なお、同月内に複数回の変更があった場合は、最後に行った変更の利用料金を適用するものとします。

6 利用料金計算途中で（初日含む）の解約については、利用のあった月（1ヶ月分）の利用料金を請求するものとし日割計算はしないものとします。

7 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

(工事費の支払義務)

第17条 契約者は別途書面に規定する工事費の支払を要します。ただし、工事の着手前に契約の解約、工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。

2 工事の着手後完了前に契約の解約があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分についてそれに要した費用の支払を要します。

(延滞利息)

第18条 当社は、契約者が料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもな

お支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第5章 データの取扱い

(データに関する責任)

第19条 第 24 条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(データの確認・複製)

第20条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。

(データの削除)

第21条 当社は、第 27 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 10 条（契約者が行う本契約の解約）又は第 11 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

(データのバックアップ)

第22条 契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

2 当社は、いかなる事由があっても保存データ及び生成等データのバックアップは行いません。ただし、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合はこの限りではありません。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責

任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第6章 損害賠償等

(損害賠償)

第23条 当社が本サービスの提供、中止、廃止に関連して、若しくは本規約の定めに従って行った行為の結果、契約者、再使用許諾先または第三者に対して生じた損害は、本規約に別段の定めがある場合を除き、原因の如何を問わず、当社は責任を負いません。

(責任の制限)

第24条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、契約者が当該賠償請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった時は、契約者は当該賠償を請求する権利を失うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

4 本サービス用設備が、当社が適当と判断する機能仕様に合致して作動しない場合、すみやかに修補するものとします。但し、合致しない原因が仕様書・取扱マニュアル等の記述内容の不正確・不明瞭等に起因する場合は、当該記述内容を修補するものとします。

5 本サービスは設備・回線を他の契約者と共用するサービスであり、通信速度・品質が通信環境・利用状況等によって変化し得えます。

第7章 雑則

(第三者への再使用許諾及び義務)

第25条 契約者が予め文書によって当社に申請をし、当社が許可した場合、契約者は第三者に対して再使用許諾を行うことができるものとします。なお当社が再使用許諾先名の提出を求めた時は、契約者はすみやかにこれに応じるものとします。

2 本規約において当社が契約者に対し課している義務と同様の義務を、契約者の責任において、再使用許諾先に対しても課し、契約者の責任のもと管理するものとします。再使用許諾先による本サービスの利用が本規約に違反し、または不正行為により当社に損害を与えた場合、当社は契約者自身が本規約を遵守していないものとみなし、契約者に対し利用停止、解約等の必要な処置を行うものとし、契約者は当社に生じた損害の賠償の責任を負うものとします。

3 再使用許諾先が本サービスを利用するにあたり、当社に再使用許諾先から直接質問、要求、苦情等がないように契約者の責任において再使用許諾先の対応をするものとします。なお当社に再使用許諾先から質問、要求、苦情等があった場合の対応は致しません。契約者が責任を持って対応を行うこととします。

4 本サービスの利用に関連して、再使用許諾先が契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または再使用許諾先が契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者の責任において解決するものとし、当社が本規約中に明示的に規定している責任以外の責任から免責されるよう適切な措置を講ずることとします。

5 契約者による本サービスの第三者への再使用許諾に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

6 契約者は再使用許諾先が、再使用許諾先以外の第三者に本サービスを利用させないようにするものとします。

(免責)

第26条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本サービスの提供エリアは日本国内です。当社は、日本国外で本サービスを利用すること又は利用できないことにより契約者に生じた損害に対して責任を負わないものとします。

5 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(本サービスの廃止)

第27条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、少なくとも3カ月の予告期間をおいて契約者にその旨を通知するものとします。

(契約者の義務)

第28条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1)契約者が当社の本サービス用設備・回線に過大な負荷を生じさせ、他の契約者の利用に支障を生じさせないこと

(2)当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(3)本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(4)第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(5)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(6)当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと

(7)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(8)利用申込みの際又はその後当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること

(9)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(10)前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、ユーザID、ログインパスワードを管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ユーザID、ログインパスワードの一致を確認した場合、当該ユーザID、ログインパスワードを保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

(契約者に対する通知)

第 29 条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際又はその後当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(設備等の準備、切り分け)

第 30 条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な本サービス用設備以外のサーバ、コンピュータ端末、ソフトウェア、通信機器、通信回線その他の設備を保持し管理するものとします。

2 契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線の利用料金は、本サービス料金には含まれず、契約者が直接これを負担するものとします。

3 契約者は、本サービスを利用できなくなった時は、遅滞なく、本サービスを利用するために契約者が保持するサーバ、コンピュータ端末、ソフトウェア、通信機器、通信回線その他の設備について故障の有無を調査し、その結果及び当社が必要とする事項を当社に通知するものとします。

4 前項の調査に際して、契約者から要請があった時は、当社は試験を行い、その結果を契約者に通知するものとします。

5 契約者の請求により、当社が当社の係員を契約者へ派遣して調査した場合には、契約者は、その派遣及び調査に要した費用を当社に支払うものとします。

(当社の知的財産権)

第31条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は、プログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

- (1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと
- (2)複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
- (3)営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
- (4)当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

(第三者の権利侵害に対する補償)

第 32 条 当社は、第三者から本サービスが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、当社の判断により、以下の処置を選択実行することができるものとします。この場合、契約者はこれに従うものとします。

- (1)従前どおり契約者にサービスを提供する。
- (2)当該係争に係る部分について当社の判断で同等の代用物と交換する。
- (3)本サービスの全部又は一部について、契約者の使用を中止又は廃止する。
- (4)第三者から使用権を取得する。

2 契約者は、第三者から本サービスが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、その旨をすみやかに当社に通知し、当社の行う権利防御等に協力し、当該紛争の処理につき、当社の指示に従うものとします。契約者がかかる義務を履行することを条件として、契約者が当該紛争に関する確定判決又は当社が事前に承諾した和解に基づいて当該第三者に対し賠償金支払義務を負担した場合は、当社は、契約者に対し、契約者が当社に支払った1ヶ月の基本メニュー料金の総額を上限として、当該賠償金相当額を補償するものとします。

3 本条の規定は、本サービスが第三者の知的所有権を侵害した場合に当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本条の責任以外には、責任を負担しないものとします。

(守秘義務)

第 33 条 当社は、本サービスの提供により知り得た契約者の技術上又は業務上の秘密（契約者に関する情報を含む）を本サービス提供のためにのみ使用するものとし、第 34 条（個人情報の取扱）2 項に該当する場合を除き、個人識別が可能な形式で第三者に提供しないものとします。

2 契約者は、本サービスの利用により知り得た当社の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密（本規約の内容、本サービスの仕様書、取扱マニュアル等を含む）を本サービス利用のためにのみ使用するものとし、当社の承諾なしに第三者に公表し又は漏洩しないものとします。

3 以下の情報は前 2 項の秘密に該当しないものとします。

- (1)公知の情報
- (2)相手方から開示を受ける以前から保有していた情報

(3)本サービスにより授受された情報に依存せずに独自に開発発見された情報

(4)正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

4 本条の規定は、本契約終了後も効力を有するものとします。

(個人情報の取扱い)

第34条 契約者は本サービスの提供、または本人の確認のため、当社が定めた情報の登録を行うものとします。

2 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が別に定めるプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) によります。

(管轄裁判所)

第35条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

第36条 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

(準拠法)

第37条 本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

(協議)

第38条 本サービスに関連して契約者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社で誠意をもって協議し解決するものとします。

別紙：モバイルコネクト Type2 サービスメニュー

1. 基本メニュー

項目	単位	サービス概要
基本機能	企業	Web ポータル画面（ユーザ管理 Web）の提供、24 時間 365 日ヘルプデスク対応、システム保守運用等の機能。
認証機能		
Basic 認証	ID	ID/パスワード認証
MCOP 認証		ワンタイムパスワード認証
機体認証		事前登録した機体情報を特定して認証
外部認証連携	ID	他サービスの認証と連携

2. サービスメニュー

項目	単位	サービス概要
アプリケーションアクセス	ID	セキュアブラウザ経由で、お客様コンテンツ、クラウドサービス等が利用出来ます。
SSL-VPN アクセス		
GW 共有型	ID	SSL 暗号化を施しマルチプロトコルで接続します。 SSL-VPN 機器は他のお客様と共有します。 ※ID 数の上限は 300 となります。
GW 専有型(C) 250 ^{※1}	台	Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 250Ch 保証型のサービスです。
GW 専有型(C) 300 ^{※1}	台	Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 300Ch 保証型のサービスです。
GW 専有型(C) 750 ^{※1}	台	Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 750Ch 保証型のサービスです。
GW 専有型(C) 1,500 ^{※1}	台	Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 1,500Ch 保証型のサービスです。
GW 専有型(C) 2,500 ^{※1}	台	Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 2,500Ch 保証型のサービスです。
GW 専有型(C) 3,500 ^{※1}	台	Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 3,500Ch 保証型のサービスです。
GW 専有型(C) 7,500 ^{※1}	台	Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続 7,500Ch 保証型のサービスです。
GW 専有型(P)タイプ 1 ^{※1}	台	JuniperNetworks 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で

		提供します。同時接続最大 100Ch 保証型のサービスです。(モバイルコネクで同タイプを利用中の場合のみ申し込み可能)
GW 専有型(P)タイプ 2 ^{※1}	台	JuniperNetworks 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 1,000Ch 保証型のサービスです。(モバイルコネクで同タイプを利用中の場合のみ申し込み可能)
GW 専有型(P)タイプ 3 ^{※1}	台	JuniperNetworks 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 20,000Ch 保証型のサービスです。(モバイルコネクで同タイプを利用中の場合のみ申し込み可能)
GW 専有型(P)タイプ 4 ^{※1}	台	JuniperNetworks 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 40,000Ch 保証型のサービスです。(モバイルコネクで同タイプを利用中の場合のみ申し込み可能)
GW 専有型(P)タイプ 5 ^{※1}	台	PulseSecure 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 200Ch 保証型のサービスです。
GW 専有型(P)タイプ 6 ^{※1}	台	PulseSecure 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 2,500Ch 保証型のサービスです。
GW 専有型(P)タイプ 7 ^{※1}	台	PulseSecure 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供します。同時接続最大 10,000Ch 保証型のサービスです。

※1SSL-VPN アクセス GW 専有型(C)及び(P)は、契約者毎に契約者専用の SSL-VPN 機器を当社が購入することから、利用開始日から 1 年間の最低利用期間を設けています。

3. カスタマイズメニュー

項目	サービス概要
Radius 連携	契約者宅内の NAS ^{※2} とモバイルコネク Type2 の Radius サーバを連携します。
カスタマイズ	お客様個別メニュー

※2NAS=NetWorkAccessServer の略

4. オプションメニュー

項目	単位	サービス概要
データセンタラック利用	ユニット	モバイルコネクト Type2 と接続する契約者自営機器を弊社データセンタに収容します。
NW 機器 Ping 監視	IP アドレス	モバイルコネクト Type2 設備があるデータセンタと接続するために設置される契約者のネットワーク機器及び契約者宅内のネットワーク機器に Ping 監視します。
SOC 機器オンサイト一次保守	台	モバイルコネクト Type2 設備があるデータセンタと接続するために設置される契約者の機器に対してオンサイト保守を行います。
CSV ファイル自動アップロード	企業	モバイルコネクト Type2 に設定する契約者情報を契約者指定のファイルサーバより自動取得し一括して登録します。
拡張ヘルプデスク (エンドユーザ問合せ)	企業	サービスヘルプデスクにて契約者のエンドユーザからの問い合わせを受け付けます。
拡張ヘルプデスク (ユーザ管理代行)	企業	ユーザ管理のための Web ポータル画面 (ユーザ管理 Web) への登録作業を契約者に代わり実施します。

附則（令和 2 年 3 月 6 日 AC プ第 00613929 号）

この改正規定は、令和 2 年 3 月 16 日から実施します。

附則（令和 3 年 5 月 24 日 APS2 サ第 00785846 号）

1 この改正規定は、令和 3 年 5 月 24 日から実施します。

2 当社は、Cisco 社 SSL-VPN 機器の在庫が終了し次第、以下サービスの新規受付を停止し、本規約第 5 条に基づく申込みがあっても承諾いたしません。

- GW 専有型(C) 250、GW 専有型(C) 750、GW 専有型(C) 2500

3 別紙「モバイルコネクト Type2 サービスメニュー 2. サービスメニュー SSL-VPN アクセス GW 共有型」の ID 数上限の規定「※ID 数の上限は 300 となります。」については令和 3 年 6 月 25 日から実施します。

附則（令和 3 年 10 月 11 日 APS2 サ第 00834824 号）

1 この改正規定は、令和 3 年 10 月 11 日から実施します。

附則(令和 4 年 4 月 13 日 APS2 サ第 00910695 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 4 年 4 月 18 日から実施します。

(経過措置)

2 この規約実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、令和 4 年 7 月 1 日（令和 5 年 3 月 31 日を期限としてその契約者と当社とで別に合意した日がある場合は、その日）において、当社の Smart Data Platform サービス利用規約の規定により締結した同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

モバイルコネクト Type 2 サービス利用規約 モバイルコネクト Type 2 サービスに係る 契約	Smart Data Platform サービス利用規約 Smart Data Platform サービスに係る契 約
---	---

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。